

## 平成29年度第3回旭川市子ども・子育てプラン見直し検討部会 議事概要

### ○開催日時

平成29年7月19日(水) 18:30～21:00

### ○開催場所

子ども総合相談センター 2階 研修・会議室

### ○出席委員(8名)

石河委員, 上原委員, 大橋委員, 斉藤委員, 佐々木委員, 佐藤委員, 鈴木委員, 武田委員

### ○欠席委員(1名)

宮崎委員

### ○事務局(11名)

子育て支援部 竹内次長

子育て支援課 子育て企画係 村上主査, 岩本

こども育成課 飯森課長, 金主幹

こども育成係 田上係長, 小久保

保育給付係 上田係長

こども事業係 工藤係長

母子保健課 阿保課長

子ども総合相談センター 石原所長

### ○傍聴者(0名)

### ○議事概要

#### 1 開会

#### 2 議事

##### (1) 協議事項

《協議事項ア 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制について》  
資料4に基づき, 各事業の量の見込みと確保策について事務局から説明。

#### 【子育て短期支援事業(ショートステイ)】

##### (A委員)

- ・ニーズ量を算出する際に, ニーズ調査の結果と実態が大きく乖離することが多いことから, 次回の調査においては, 質問の方法を工夫する必要がある。

##### (B委員)

- ・どのような世帯が, この事業を利用しているのか。

(事務局)

- ・生活保護世帯やひとり親世帯の利用が多く、利用理由は、育児疲れや育児不安によるものが多い。

(A委員)

- ・この事業の利用については、市が案内しているのか。

(事務局)

- ・市が案内する場合と子育てガイドブックなどを見て利用する人もいる。

- 事務局（案）のとおりとする。

### 【地域子育て支援拠点事業】

(B委員)

- ・市は、地域子育て支援センターに行くことのできないお母さん方を受け入れている民間の子育て支援施設について、どの程度、情報を把握しているのか。

(事務局)

- ・各地域子育て支援センターは、地域とのつながりが強いことから、各地域の民間子育て支援施設についての情報を把握しているが、市としてその情報を集約してはいない。

(C委員)

- ・認定こども園は、地域子育て支援センターのような交流スペースを確保しているのか。

(事務局)

- ・認定こども園は、地域子育て支援事業を行うことが要件となっているが、交流スペースの確保は必須ではないため、確保している園と確保していない園がある。

(D委員)

- ・保育所を使用して実施している地域子育て支援センターは、建物を独立させた専用スペースは確保されているのか。
- ・通常、親子はどの程度利用しているのか。

(事務局)

- ・一部の地域子育て支援センターは、保育所と共有で建物を使用しているが、地域子育て支援センター事業を実施している時は、その専用スペースとして使用している。
- ・多いときは、30組程度利用している。

- 事務局（案）のとおりとする。

### 【一時預かり事業】

- 幼稚園における在園児を対象とした取組

- 意見等なし。事務局（案）のとおりとする。

○ その他の一時預かり（在園・在所児以外が利用する一時預かり）

（E委員）

- ・居住している地域ごとで一時預かり事業を利用することのできる保育所等は制限されるのか。

（事務局）

- ・地域ごとでの利用制限はしていない。
- ・利用率については、地域や施設によって、多少、差があると考えられるが、利用を希望した場合は、ある程度利用できていると考えている。

（B委員）

- ・地域によっては受付開始日に電話がつかないなどの声も聞く。地域による利用希望に偏りがあると思われるので、ニーズを全て満たしているとは考えない方が良くと思う。

（事務局）

- ・利用者が多数の場合は、キャンセル待ちの取扱いにより可能な限り利用機会の提供を行うほか、保護者の出産や疾病など緊急保育においては、優先的利用かつ月をまたいだ利用の取扱いとして対応するなど保護者の利用の要件や状況を勘案して実施しているのが運用の実態である。

（A委員）

- ・次期プランでは、地域ごとのニーズの偏りや満足度など細かく把握する方法を考えていく必要があるのかもしれない。

（D委員）

- ・待機児童が多い時は、一時預かりの利用に流れていく傾向があると聞いたが、これから待機児童が減るのであれば、利用しやすくなるのではないか。
- ・発達障がいを持っている児童の受入れは行っているのか。

（事務局）

- ・障がい者差別解消法の趣旨に鑑み、発達障がいの子を受け入れないという取扱いにはしていない。それを理由に断ることはないが、どうしても受入れが困難な場合は、相手方にしっかり説明し理解してもらうよう努めている。

● 事務局（案）のとおりとする。

【病児病後児保育事業】

● 意見等なし。事務局（案）のとおりとする。

【子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）】

（A委員）

- ・平成28年度の提供側会員数345人から、平成29年度の440人と100人近く開きがあるが、この目標事業量でよいか。

(事務局)

- ・平成27年度に提供側会員に対し、今後も登録を継続するかどうかの意向調査を実施し、登録者の整理を行ったため、当初プランより実績値は減少している。
- ・平成28年度に末広で研修会を開催したところ、登録会員や利用実績が増えた傾向にあったため、今年度も各地域での研修会を継続してその効果を見極めたい。

(A委員)

- ・提供側会員への登録に際し、基準などを設けたほうが良いのではないか。

(D委員)

- ・子育て支援員研修受講者に対して、ファミリーサポートセンター事業の制度を周知しているのか。
- ・子育て支援員研修を受けるとファミリーサポートセンター事業の研修を受けなくても提供側会員に登録できるのか。
- ・子育て支援員研修の受講者をファミリーサポートセンター事業の提供側会員として誘導してはどうか。

(事務局)

- ・現状で、ファミリーサポートセンター事業の周知はしていないが、6月に実施した子育て支援員研修においては、教育委員会の社会教育サポーター募集に関するチラシを配布した。
- ・子育て支援員研修は、科目や時間数など国が定めた内容となっており、市のファミリーサポートセンター事業の研修とは関連していない。

- 事務局（案）のとおりとする。

## 【利用者支援事業】

(C委員)

- ・子育て中の保護者から幼稚園等の利用について相談を受ける機会があり、総合窓口である子ども総合相談センターの利用を促しているが、保育所等の入所の相談については、第二庁舎に行かなくてはならないのは、利用者にとって不便であることから、子育て支援ナビゲーターを子ども総合相談センターに配置することはできないか。

(B委員)

- ・子ども総合相談センターを巡回相談先に加えることはできないか。

(事務局)

- ・子育て支援ナビゲーターの業務は、電話相談や来庁相談、地域子育て支援センター等への巡回相談を行っている。また、希望保育所に入所できなかった保護者に対し、保育所等の空き情報などを提供し、フォローアップを行っている。
- ・子ども総合相談センターにおいて、全ての業務をワンストップで対応できればよいが、専門性を求められると難しい面もある。ナビゲーターの配置や巡回相談先に加えることについては、今後の検討課題としたい。

(A 委員)

- ・保育所等の空き情報を更新するには時間がかかるのか。

(事務局)

- ・月 1 回利用調整を行っているが、各保育所の空き情報や入所待ち人数については、利用調整の結果を反映し、月 1 回更新しホームページに掲載している。

(A 委員)

- ・母子保健型のナビゲーターは、1 名で対応ができるのか。

(事務局)

- ・全妊婦の中でハイリスクのある妊婦を特定妊婦として、対象者に位置付け、対応しているが、平成 28 年度は 19 名、平成 29 年度も今のところ 6 名となっているため、1 名で対応可能であると考えている。

- 事務局（案）のとおりとするが、子育て支援ナビゲーターの子ども総合相談センターでの対応を検討することを付帯意見とする。

### 【養育支援訪問事業】

(E 委員)

- ・どのような年齢層を対象に実施しているのか。

(事務局)

- ・概ね 1 歳の子がいる家庭を想定している。
- ・平成 27 年度は 4 家庭、平成 28 年度は 6 家庭が養育支援訪問の対象世帯となっていた。少しずつ増加する可能性も考え、量の見込みとしては、伸び続けていくような試算とした。

(B 委員)

- ・市は、養育支援訪問の対象者をどのように把握するのか。

(事務局)

- ・4 か月健診時や児童相談所などからの連絡により把握したり、地域の民生委員児童委員からの連絡で把握することもある。
- ・件数が増加した際に対応できる体制づくりを進めることが重要だと考えている。

- 事務局（案）のとおりとする。

### 【乳児家庭全戸訪問事業】

- 意見等なし。乳児家庭全戸訪問事業は事務局（案）のとおりとする。

### 【妊婦健康診査事業】

(A 委員)

- ・14 回分助成券を全て利用する人が少ないというのはどういうことか。

(事務局)

- ・助成券は、妊娠を8週で届け出た人に対し14回分の健診費用を助成することを想定しているが、平均使用回数は11回となっている。
- ・妊婦さんのうち95%は早めに届け出ているが、中には、届け出の遅い方や、昨年度は3件の飛び込み出産の方もいた。また、多産の経産婦の中には、助成券を渡しても健診に行かない人がある。市としても未受診者への対応については苦慮している。
- ・厚生病院のNICUによる周産期医療の技術が高くなっていることもあり、母体や胎児、新生児が亡くなっていない。
- ・即効性は無いが、小学生や中学生に対し、妊娠した時には母子手帳を取りにくることや、何かあれば相談するように働きかけている。

(D委員)

- ・妊婦健診の費用はいくらぐらいかかるのか。
- ・妊婦健康診査の費用を助成するというのは、旭川市独自のものか。

(事務局)

- ・出産までにかかる費用の8割程度を負担している。
  - ・どの自治体も助成しているが、助成内容や助成金額については違いがあり、本市も医療機関と協議し、自己負担がかからないような助成内容に設定している。
- 事務局（案）のとおりとする。

**【多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業】**

- 新規参入施設巡回支援等事業
- 意見等なし。事務局（案）のとおりとする。
- 認定こども園に対する特別支援に係る職員の加配等の実施

(A委員)

- ・特別支援の子はどのぐらいの障がいの程度か。

(事務局)

- ・療育手帳や身体障がい者手帳だけではなく、児童デイなどに通っているような公的な機関によって支援の必要性が認められている子も対象としている。
- 事務局（案）のとおり

**【休日保育事業】**

- 意見等なし。事務局（案）のとおりとする。

## 【特別支援保育事業】

### (A委員)

- ・医療的ケアの必要な子に対する取組は、2号の保育の必要な子だけではなく、1号の子や在宅で介護している子も必要なのではないかと。認定区分に関係ない対応を検討課題にするのが良い。

### (事務局)

- ・医療的ケアの必要な子に対する取組の検討については、特別支援保育事業に記載したが、今後は、1号認定の子も含めた全児童を対象として考えていきたい。

### (E委員)

- ・医療的ケアの必要な子に対する取組を検討する際には、看護師の配置や保育士が研修を受けて医療的なケアを行うことができるようにするなど、利用者が安心して通うことのできるような体制づくりをお願いしたい。
- 事務局（案）のとおりとするが、医療的なケアを必要とする児童に対する取組については、認定区分に関係なく全児童を対象として検討することを付帯意見とする。

## 【その他全体を通じて】

### (B委員)

- ・0歳児の場合は、一時預かり事業やファミリーサポートセンター事業での受入れがされず預け先がない状況にある。現状では、出産するとすぐ退院し、育児に入るため、母乳のあげ方など子育てに関するノウハウのわからない場合もある。旭川市は産後ケアの視点から、ここの部分を充実する必要がある。

### (事務局)

- ・民間で1か所、0歳児の受入を始めたところがあるが、子育てに疲弊しているお母さんを対象とするなど受入を限定している。

## 5 その他

次の開催日は、平成29年7月27日（木）18時半

## 6 閉会